

22年度に実施したサービス充実、事業成果等の概要

CISTECにおきましては、この3～4年の間に、情報提供、調査研究、出版、研修会、データベース、相談等の主要事業について、皆様方のニーズを踏まえた一連の改善措置を講じてまいりました。大きな改善事項については概ね実現しつつあるかと考えておりますが、この1～2年は、より中期的視点に立った取り組みを行っているところです。

以下、22年度に実施したサービス充実、事業成果等の概要をご紹介します。

1 規制緩和に向けた政府への働きかけ

輸出管理は国際的な平和と安全の確保のために重要な取り組みではありますが、他方で、その運用次第では、企業の負担を重くし、国際競争力の低下につながるおそれもありますので、不断の規制見直しと継続的な緩和の働きかけが重要です。平成22年度は、外為法改正で一連の制度改正が一段落したものの、より基本的、中期的な視点に立って、働きかけを行いました。

○ 一般包括許可制度による「返送輸出（返品）」の認容実現

修理、違品等による輸出元への返品は日常的な企業活動でありながら、該非判定がしばらく状況にあるため、輸出管理面での制約が大きなネックとなっており、10年以上にわたって政府に改善の働きかけをしてきました。今年度、制度専門委員会が中心となり働きかけの結果、一般包括許可によって返送可能となり、4月より施行されることとなりました。今後、引き続き、特例化の可能性の検討を働きかける予定です。

○ 全般的な法制度見直しの要請書提出とCISTECジャーナルでの特集

より基本的、中期的視点に立って、産業界の負担軽減と国際競争力の維持のための法制度全般の見直しの要請書を、輸出のあり方専門委員会（総合分科会）が中心となって取りまとめ、経産省に提出しました。

これをもとに、意見交換が始まり、各論点ごとに具体的な改善要望等の

実現を働きかけています。

また、それに連動して、CISTEC ジャーナル11月号では、上記要望書の解説を兼ねた「輸出管理規制のあり方を考える」特集を組み、広く問題提起を行っています。

○ **輸出規制品目番号国際化に係る EU 対比表の経産省 HP での公開等**

輸出規制番号については、欧米諸国だけでなく、アジア諸国も相次いで国際基準である EU 番号等に準拠したものを採用している一方で、我が国の輸出貿易管理令による品目番号は異質のものとなっており、米国再輸出規制への対応、海外子会社等の管理等の面で企業活動の阻害要因となっています。このため、CISTEC では、規制品目の日・EU 対比表の公表を経産省に働きかけた結果、昨年10月に公表されました。CISTEC ではその作業に協力するとともに、解説本を発刊しています。

○ **規制品目番号の EU 体系の採用働きかけと、EU 版政省令の作成**

EU 体系は、国際標準になっているだけでなく、規制品目が理解しやすく体系的に整理されているため、輸出管理実務の円滑化の面でも優れていると言われます。このため、我が国でもその採用の検討を、輸出管理のあり方専門委員会（総合分科会）から要請するとともに、事務局で EU 体系に輸出令別表等を置き換えた EU 版政省令の試案作りを進めています。

○ **レジーム合意を踏まえた政省令改正の早期実施**

この数年、毎年の国際レジームでの合意を踏まえた政省令改正に大きな遅れが生じていたため、国際競争の面で不利を強いられる恐れ等がありました。このため、経産省に4月実施を求めてきましたが、昨年は4月1日、本年も春のうちには施行される模様です。CISTEC では、上記の法制度見直しの中で、早期レジーム合意反映のニーズを踏まえて、政省令ではなく、他の対外取引と同様、告示での規定を求めています。

○ **米国の輸出者に対する ECCN 番号の輸出先への通知義務化**

米国による再輸出規制への対応も、我が国産業界としては負担が大きなものになっており、その見直しをパブコメ、訪米ミッション等の際など折りに触れて要請してきています。

本年1月に、米国 BIS は一連の規制見直しに係るパブコメを募集していますが、その中で、輸出する米国企業に対して、輸出先に対する ECCN 番号の通知の義務化を盛り込んでいます。これは、CISTEC による以前から

の要望が真摯に受け止められたものと思われま

2 中小企業、大学向け支援事業の実施

輸出管理に関する問題意識と対応の点で、大企業と比べて比較的経験が浅い中小企業と大学向けに、取組み向上のための支援事業を実施しました。大企業にとっても、取引先、産学連携先も含めて輸出管理が確実になされることを期待するところかと思われま

○「中小企業輸出管理支援センター」での国からの受託による相談事業の実施

中小企業輸出管理支援センターを立ち上げ、国からの受託により、中小企業に対する個別の相談事業を実施しました。専門家による訪問相談、電話相談、来訪相談等を多数行いました。それに併せて、基本的な解説資料を複数作成し、支援センターのHPにアップしています。

○ 中小企業の輸出管理の取組状況の調査実施

同じく国からの受託により、中小企業における輸出管理についての取組みに関する調査を行いました。

○ 中小企業、大学での人材募集支援

これまで、大学での輸出人材募集を行う場合を想定して、その支援のために、CISTECに登録した人材に募集情報を提供してきました。その実績は、大学だけに留まらず、企業、公共法人等もあり、2年間の累計で、約16件に上ります。この実績を踏まえ、昨年12月から情報提供対象を全般的なものに広げ、周知を始めました。

常勤、非常勤職員だけでなく、顧問契約の募集も対象としていますので、中小企業等にとっては、選択肢が広がるものと期待されま

○『安全保障輸出管理資料集（大学・研究機関向け）』の発行

一昨年に開設したHPでの「大学コーナー」の主要コンテンツを冊子にまとめ、発刊しました。産学連携学会のご協力も得てその編集に係る「安全保障貿易管理ガイドライン」や、METIのガイダンス、文科省等の関係通達、海外での状況等も収録し、大学での実務上の基礎的な一冊となっています。

○ 『大学の輸出管理』資料の作成

大学での輸出管理は、企業におけるものとは必ずしも同じ状況ではなく、固有の課題もあるため、大学に特化したパワーポイント解説資料を作成し、HP にアップしました。各学内で自由にお使いいただけます。

○ 「大学での輸出管理 お勧めコンテンツ」の作成

HP の「大学コーナー」でご紹介している各種関係資料の中から、大学での輸出管理実務に直結すると思われるものを選び、お勧めコンテンツとしてまとめました。ポータルサイトとしてお使いいただけるかと思えます。

○ 大学会員制度、大学向け講師派遣の継続

平成 21 年 3 月にスタートした大学会員制度は順調に会員数を伸ばし、現在 16 大学となっています。学内セミナー等への派遣は約 20 回となっています。

3 輸出者等遵守基準実施を踏まえた平易な解説資料の集中的作成

平成 21 年 11 月施行の改正外為法に基づく「輸出者等遵守基準」が同 22 年 4 月より施行され、ほぼすべての輸出者に対して該非判定責任者の選任、社内啓発、法令遵守等が義務づけられたことを踏まえ、できるだけ平易な解説資料を多数作成しました。

昨年度から無償提供を始めた 300 問の入門者向け e-ラーニング教材とともに活用いただければ幸いです。

○ Web セミナーの開始

単に実地のセミナーだけでなく、ポイントをパワーポイントと音声でコンパクトに解説する Web セミナーを、HP にて各種アップしました(制度編、実務編、改正外為法編等)。社内イントラに自由に組込んでいただけます。

○ 『該非判定入門』の発刊

輸出管理実務の基本でありながらも、適確な実施が難しい「該非判定」について、わかりやすくビジュアルに解説したガイダンスを発刊し、ご好評を得ました。

○ 『超訳外為法』の発刊

外為法の体系と規定は、複雑でわかりにくいといわれますが、その理解を

少しでも容易にすべく、法律から政省令、通達までの主要ポイントを、平易にかつ漏れなく再構築したものです。付属 CD では、関係政省令、通達にリンクを張っていますので、それ自体が法令データベースとしてお使いいただけます。

○ **「外為法体系図」のアップ**

外為法体系の全貌を、一表で捉えることができる資料を作成し、各法令へのリンク、『法令集』の該当ページの付記等、関係法令を参照しやすくしました（法令コーナー。なお一般コーナーでも体系図は掲載）。

○ **「STC Associate への道」の発刊**

輸出管理の制度・実務の基礎知識の習得状況のチェックに役立つ「実務能力認定試験（STC）」の Associate 資格の学習のために、基礎的事項を平易に解説したガイダンスです。ご要望が多かったことを踏まえ発刊しました。

○ **『ゼロから学ぶ安全保障貿易管理の寺子屋塾』の発刊**

CISTEC ジャーナルにて連載した塾長一生徒との対話形式の基礎講座の「寺子屋塾」を編集し、シリーズとして発刊することとしました。第1巻を販売中です。

○ **『輸出者等遵守基準早わかり』の発刊**

昨年度発行の『改正外為法の解説』『改正外為法早わかり』に続き、「輸出者等遵守基準」の内容について、『早わかり』として解説と FAQ でまとめています。経産省の関連資料も収録しました。

○ **「輸出者等遵守基準初めの一步」サイトの作成**

HP にて、遵守基準に即した対応のための、各種参考資料等を紹介しました。

4 輸出管理実務の効率化、合理化に向けた支援

○ **DPL 等顧客情報の内外子会社での利用可能化**

総合データベースの「チェーサー情報」のうちの DPL 等顧客情報（欧米の禁輸先リスト等）について、CISTEC で内製化した機会に、国内外での子会社を含めた企業グループで利用できる料金体系としました。

- **DPL 等顧客情報への財務省リストの収載（8月末より）**

財務省が国連制裁に基づき公表している「外為法に基づく資産凍結対象者」を DPL 等顧客情報に収録しデータの拡充を進めました。
- **ガイダンス類の電子書籍化**

品目別ガイダンスについては、これまで紙の書籍だけでしたが、検索、携行を容易にする観点から、電子書籍版（PDF 化）を新たに発刊しました。
なお、CISTEC ジャーナルについても、一般向けに電子媒体の形で閲覧、検索ができるようにすることとし、本年5月号からスタート予定です。
- **汎用品の通常兵器への応用可能性の図説本の作成**

平成21年度には、汎用品の大量破壊兵器への応用可能性に関するビジュアルな図説資料を発刊しましたが、本年度は、ワッセナーアレンジメント規制品目を対象に、通常兵器への応用可能性についての図説本を発刊予定です（4～5月頃予定）。
- **非該当品の「公表リスト」の Web 版への移行準備**

これまで、半導体の各メーカーが非該当品の公表を行う「公表制度」に基づき、Windows 版の検索システム等の提供を行ってきました。しかし、Windows のバージョン移行に伴い確実な稼働が保証されないこと、最近の非該当製品が年末まで反映されないこと等を踏まえ、web にて最近情報を提供することとし、その準備に入りました。6月より稼働見込みです（紙版、CD-ROM 版も当面は残ります。）。なお、輸出の円滑化を更に図るべく、各地税関にも広く提供予定です。
- **チェーサー情報に係るバッチ処理（一括照会）等の実施準備**

チェーサー情報について、各企業における顧客リストとの一括照合システムの導入について、産業界からの要望が強いことを踏まえて、実施準備に入りました。データ提供元との調整が済み次第、実施予定です。
また併せて、これまでトライアルで実施してきたロック解除サービスについても、情報提供元との調整が済み次第、本格実施予定です。
- **「海外情報源」のコーナー設置**

輸出管理に関する海外の情報源にはさまざまなものがありますが、主要サイトのリンク集を作成の上、google の翻訳機能と併せ、翻訳によるサイト

閲覧が簡易にできるようにし、大意を把握しやすくしました。

○「該非判定支援サービス事業（仮称）」の可能性検討

企業等の該非判定を、個別具体的に支援するサービスの導入可能性の検討のため、従事可能な人材の分布等に関するアンケート調査を発出しました。今後、諸々の材料を踏まえ、可能性、可否等について検討予定です。

5 サービスの利便性向上、負担軽減

○ 親企業による子会社の会費負担制度の創設

会費負担については、この2～3年の間に、中小企業や子会社の軽減措置、一定数以上子会社が加入した場合の親企業の軽減措置等を講じてきました。今年度は、グループ企業に係る税制改正も踏まえ、選択肢を増やすために、親企業による子会社の会費負担を可能にする制度を導入しました。

○ セミナーの利便性向上

セミナー会場については、東京では、これまで東京ビッグサイトが中心でしたが、より利便性の高い会場での開催のご要望が強いことも踏まえ、都心部に近い数会場でも開催しました。また、役務セミナーについて、トライアル的に東京－大阪のサテライト方式にて、同時中継で実施しました。「実務基礎コース」（該非判定と取引審査を一括）の地方開催も継続実施しました（4カ所）。

○ ほぼすべての分野での分野別セミナーの開催

セミナーの柱の一つである分野別セミナーについては、ガイダンスの発行時期にも左右されますが、今年度は、年度初めの政省令改正施行ということもあり、経産省に協力を得て、関係専門委員会のご尽力により、各ガイダンスの発行とそれに基づく分野別セミナーを、ほとんどの分野で開催することができました。

○ 貿易相談のWeb予約システムの導入

これまで、貿易相談の予約については、電話にて2週間分先までを受け付けていました。しかし、空き枠の有無が明らかではなく、先の予約分についてはかけ直し等のご不便もおかけしていたため、Webにてご予約頂けるように致しました。

○ 賛助会員向け CISTEC ジャーナル専用 ID、パスワードの提供

CISTEC ジャーナルのウェブに関して、賛助会員 ID、パスワードとは別途の専用 ID、パスワードを提供いたしました。これにより、幅広く CISTEC ジャーナルの閲覧、検索のサービスをご利用いただけるように致しました。

○ 電話会議システムの導入

首都圏以外の会員が委員会活動に参加する際に、その出張経費、時間等の負担の軽減を図るために、第 2，第 3 会議室に、電話会議システムを導入しました。最大 7 人まで利用可能です。

○ 各種変更手続きのポータルサイト設置

会員窓口変更、委員会活動の委員交代その他の各種変更手続きの円滑化を図り、極力二度手間等のご負担をおかけしないよう、変更手続きのポータルサイトを設置しました。

6 アウトリーチセミナーへの協力、参加

これまで、経産省からの委託によるアジア地域でのアウトリーチ活動や、アジア輸出管理セミナー、国際交流分科会による訪欧・訪米ミッションの派遣等の諸活動を通じて、CISTEC の活動の紹介、国際認知度向上に努めてきましたが、今年度は、以下のような国際セミナーへの参加、政府ミッションの受入れを行い、交流に努めました。

CISTEC を軸にした産官学の協力、交流を通じた輸出管理レベルの向上についての国際的関心が高いほか、CISTEC の認知度向上が、米国政府等の規制緩和にもつながるようになってきています。

○ ドイツ政府との意見交換（昨年 7 月）

○ 国連の 1540 会議に係る地域セミナーへの参加（ベトナム）（昨年 9 月）

○ マレーシア産業連盟からの要請に基づくセミナー参加（昨年 10 月）

○ タイ政府からの要請に基づく調査ミッションの受入れ（昨年 10 月）

- ACI 主催シンガポールサミットへの参加、発表（昨年10月）
- 韓国政府主催「戦略物資企業ワークショップ」への協力（昨年10月）
（三菱商事株式会社、三菱電機株式会社にご協力いただき、講師をお願いしました。）
- IBC 主催年次グローバル貿易セミナーへの参加、発表（ロンドン。
昨年11月）
- 訪欧ミッションの派遣（昨年11月）
（ミッションの報告書は、C I S T E Cジャーナルに掲載するとともに、訪欧、訪米ミッションで入手いたしました資料につきましては、賛助会員コーナーに過去4年分の資料をアップいたしました。）
- アジア輸出管理セミナーの開催（本年2月）